

仙台市罹災証明等取扱要綱

(平成28年2月9日危機管理監決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（火災に起因するものを除く。）をいう。以下同じ。）が発生した場合における当該災害に係る証明書（以下「証明書」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18号）第111条に規定する、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいう。
- (2) 住家 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号 内閣府政策統括官（防災担当）通知（以下「認定基準」という。））に規定する現実に居住のために使用している建物をいう。
- (3) 非住家 認定基準に規定する住家以外の建物をいう。
- (4) 不動産 民法（明治29年4月27日法律第89号。以下「民法」という。）第86条第1項に規定する土地及びその定着物をいう。
- (5) 動産 民法第86条第2項に規定する不動産以外の物をいう。

(法第90条の2第1項の市町村長が定める種類の被害)

第3条 法第90条の2第1項の市町村長が定める種類の被害は、非住家の被害とする。

(証明書の種類)

第4条 証明書の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 罹災証明書 住家又は非住家（以下あわせて「住家等」という。）に係る法第90条の2第1項に規定する災害による被害の程度を証明する書面
- (2) 罹災届出証明書 災害により住家等以外の不動産又は動産に係る被害が生じた旨の届出があったこと及び罹災証明書の交付に係る申請を受け付けたことを証明する書面

(証明書の申請)

第5条 本市の区域内における災害の被災者で証明書の交付を受けようとする者は、財政局長が別に定める「罹災（届出）証明申請書」（以下「申請書」という。）により、市長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請に係る、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法については、仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条から第6条までの規定の適用を受ける手続等の例による。

(証明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合で、当該申請に際して提出された申請書を用いて災害により住家等以外の不動産又は動産に被害があった旨の届出があったときは、罹災届出証明書を前条の規定による申請を行った者（以下「申請者」という。）に交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合で、当該申請に際して提出された申請書を用いて災害により住家等に被害があった旨の届出があったときは、罹災届出証明書を交付する（被害の程度が明らかに軽微であることについて同意があった場合及び情報通信技術を利用する方法により申請された場合を除く。）ほか、当該住家等の被害の状況の調査を行い、災害による被害が認められた場合は、罹災証明書を申請者に交付するものとする。

（罹災証明書の記載事項等に係る不服）

第7条 前条第2項の規定により罹災証明書の交付を受けた者で当該罹災証明書に記載された被害の程度等に不服があるものは、市長に対し、財政局長が別に定める手続に基づき調査を求める旨の申請をすることができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、財政局長が別に定める手続に基づき調査を行い、前条第2項の例により罹災証明書を交付するものとする。

（証明書の再交付の申請）

第8条 証明書の交付を受けた者で当該証明書の再交付を希望するものは、財政局長が別に定める手続に基づき再交付の申請をすることができるものとする。

（証明書の再交付）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第6条及び第7条第2項の規定により交付した証明書を再度交付するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるものほか、証明書の交付等に関し、必要な事項は財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から実施する。

附 則（令和5年3月27日改正）

この要綱は、令和5年3月28日から実施する。

附 則（令和5年12月7日改正）

この要綱は、令和5年12月8日から実施する。